

女性相談支援センター 活動から見えてきたこと

中央こども家庭相談センター
女性相談支援センター

女性相談支援センター活動から見えてきた課題

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行により、DV、性暴力・性犯罪被害、生活困窮、障害、就労、人間関係など困難な問題を抱える女性を支援するものとして期待される一方で、さまざまな課題が見えてきた。

1. 女性相談支援員の人材確保（育成）・配置
2. 女性相談支援員の資質向上（スキルアップ）
3. 連携・協働が必要不可欠
（多職種・多領域との連携・協働）
4. 一時保護の運用について
（DV被害者と追跡の危険性がない困難女性の利用）

1. 女性相談支援員の人材確保（育成）・配置

女性をめぐる課題が、DV、生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化・多様化・複合化する中、女性相談支援に求められる専門性・業務に関するハードルが上がっている。

※ 令和5年度困難な問題を抱える女性への支援の在り方に関する調査研究事業報告書(R6.3)より、「バーンアウトしそうな気持ちになるとき」の理由として、相談員の職責の重さや相談支援の難しさ等を挙げる者が多い。

県・市町村においても、女性相談員の人材確保、配置を進めていくために、人材育成や定着のための体制整備は喫緊の課題。



● 女性相談支援員活動強化事業（国庫補助1/2）

女性相談支援員（非正規職員）の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給することで必要な人材を確保。各種研修受講等を推進のための活動費を支給。

● 国の研修体系については「法の理念を踏まえ、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設け女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図る。」とされている。

2. 女性相談支援員の資質向上（スキルアップ）

女性をめぐる課題が、DV、生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化・多様化・複合化する中、女性相談支援に求められる専門性・業務に関するハードルが上がっている。

女性相談員が支援対象者を各種制度や支援につなげる際に、各関係機関の役割や基本的な法制度、支援内容、対応方法等について基本的な理解が求められる。



- 国の研修体系については「法の理念を踏まえ、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設け女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図る。」とされている。

「女性相談支援員養成研修」はオンデマンド方式（国）及び演習（県）による実施、また、県において受講修了証書の発行・管理を行うこととされている。

上記のほか、県独自の女性関係機関研修会を実施している。

- その他、国では時事トピックスに関する研修（随時）、全国フォーラム、女性相談支援員全国研究大会 も実施。

3. 連携・協働が必要不可欠 (多職種・多領域との連携・協働)

多様で複雑、複合的な困難を抱える女性への支援は、その多様なニーズに対応するため、様々な分野領域の制度や支援策が必要。
様々な切り口から、様々な窓口を通じての相談も多い。

女性相談員一人では解決が出来ない。
自分の所属で解決できる資源・制度がない。
公的相談支援につながりにくい対象者(若年女性など)へのきめ細やかなアプローチが必要。(民間団体との「協働」による支援)



関係する専門の職員や機関を見つけて支援を要請する、つなぐ。

※ つないで任せて終わりではない。

双方の持つ情報、判断、支援策を共有する。

一緒に考えて、一緒に支える。



- (新) 困難な問題を抱える女性支援事業
アウトリーチ支援・SNS相談支援、居場所の確保、関係機関連携会議の設置
- 各種研修・連絡会 等

円滑な連携・協働のために

- 関係機関の情報収集

研修、書籍（行政資料、パンフレット）、インターネット、
職能団体、相談員仲間や先輩から

- 直接、担当者に聞く、会う、話し合う

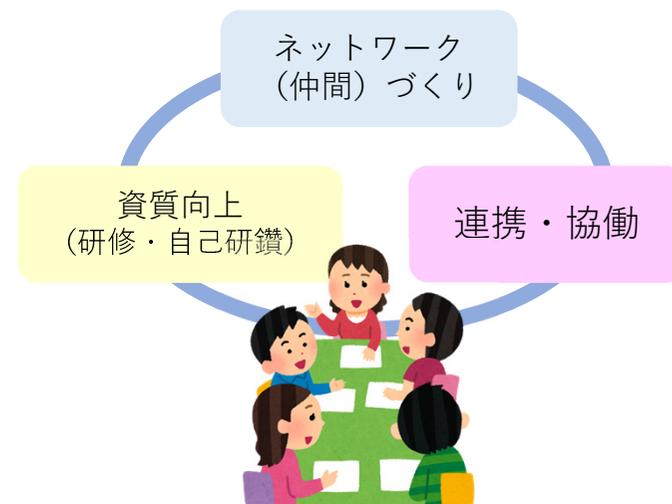
直接問い合わせる、名刺やパンフレットをもって挨拶回り、
顔の見える関係づくり

- 会議・ケース検討会議への参加・主催
支援調整会議、カンファレンス

- 支援を通じ、経験を積み上げる
同行支援、情報交換

- ワンストップ化のための仕組みの構築

DV被害者相談共通シートの作成、支援マニュアルの活用 等



内部研修・会議等（令和6年度 4月～2月）

1) 女性相談員連絡会

令和6年4月に困難女性支援法が施行、県においては基本計画が策定され、女性相談員に求められる支援も多岐にわたる。こうした中で、女性相談員が庁内各部署、関係機関とフェイスツーフェイスでつながることにより、よりよい支援につながっていくよう、学びの場、ネットワークづくりの場として連絡会を開催する。

・第1回 令和6年4月17日

・第2回(拡大版) 令和6年12月11日

2) 女性一時保護所生活支援員連絡会

女性相談支援センター一時保護所の入所者が安心して安全に過ごすことができるよう、職員間で業務内容の共有を図るため連絡会を開催する。

・第1回 令和6年6月13日

・第1回 令和6年11月25日

外部研修・会議等への参加（令和6年度 4月～2月）

- ・全国女性相談支援センター所長全国連絡会議
- ・近畿ブロック女性相談支援センター所長会議
- ・全国女性相談支援員・心理支援員研究協議会
- ・近畿ブロック女性相談支援センター心理支援員連絡協議会
- ・女性関連施設相談員・相談事業担当者研修
- ・悪質ホストクラブ被害者への対応に関する研修会
- ・配偶者暴力被害者支援のためのオンライン研修（第1回・第2回）
- ・女性支援新法全国フォーラム（第1回・第2回）
- ・配偶者暴力対策に係る行政説明会
- ・奈良県DV相談等セミナー
- ・近畿母子支援施設協議会勉強会
- ・奈良県女性相談機関研修会
- ・アルコール健康障害対策セミナー
- ・第4回奈良県居住支援サミット 等

WEB方式による会議や研修、後日動画視聴が可能なものもあります。

気軽に相談できる仲間やネットワークづくりにもつながっていきます。

※ 全国女性相談支援員連絡協議会は女性相談支援センターも窓口になっていますので、是非お声かけください。

全国女性相談支援員連絡協議会



全国で活躍されている女性相談支援員のみなさま

会員になって繋がりませんか？

全国女性相談支援員連絡協議会は、60年以上の歴史を持つ女性相談支援員の職能団体です。
厚生労働省と連携し、全国各地で活躍する女性相談支援員の活動を支えています。

会員名簿

2年に一度、配布しています。
広域支援に役立ちます。

処遇改善に向けた活動

年に一度会員へアンケート実施し、
処遇改善に向けた要望書を作成。
厚生労働省や超党派議員へ働きかけを行っています。

会員の皆様からの会費は

名簿作成、総会・集資料作成、
ホームページ管理、Oビエ活動
常任委員会（年2回）会議費用、
常任委員チーム活動費、
周年事業費などに充てられています。
※年会費は30000円

ホームページ

会員ページでは
業務に必要な情報を
掲載しており、
知識をアップデート出来ます。

法制度に対する要望

女性の権利擁護、
ジェンダー平等等に
関する法制度に対する
要望を提出しています。

研修事業

女性相談支援員による女性相談支援員
のための研修事業を行っています。



ワシントン
キヤンパイン
5-1-11

申し込み方法、活動の詳細はホームページをご覧ください

<https://zenjosou.jp>



4. 一時保護の運用について

公的な一時保護所は県内に現在、県内1箇所。

DV被害者の一時保護のため、一時保護所は安全性を最大限確保するため、通勤や通学等の外出制限、携帯電話・スマホ等の通信機器の使用制限がある。

一時保護所への入所は本人の同意が得られることが前提となっているが、こうした制限のため、本人の同意が得られず一時保護につながらないケースが中にはある。

DV被害以外の追跡の危険性のない困難女性の一時保護については、外出制限や通信制限の必要性はなく、個々の状況に合わせた体制づくりが求められる。



- 県営住宅活用型女性支援強化事業
県営住宅を活用し、一時保護所のスキームにより支援対象者に居室を提供。
- (新) 困難な問題を抱える女性支援事業〔居場所の確保〕